○六戸町犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、[六戸町犯罪被害者等支援条例](https://www.city.towada.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r082RG00001146.html?id=j7)(令和６年条例第19号)[第7条に](https://www.city.towada.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r082RG00001146.html?id=j7)基づき、犯罪被害者等に支給する見舞金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法(明治40年法律第45号)その他法令に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2)　犯罪被害　犯罪行為による死亡又は重傷病で、警察に被害届が提出されているものをいう。

(3)　犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

(4)　重傷病　医師の診断により療養の期間が1か月以上を要する心身の負傷又は疾病をいう。

(5)　住民　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(見舞金の支給)

第3条　見舞金は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする

2　遺族見舞金は犯罪被害者が死亡した場合に、重傷病見舞金は犯罪被害者が重傷病を負った場合にそれぞれ支給する。

(支給対象者)

第4条　見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

1. 遺族見舞金　犯罪により死亡した者の第1順位遺族(第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族(当該犯罪被害発生時から引き続き住民である者に限る。)をいう。以下同じ。)
2. 重傷病見舞金　犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害発生時から引き続き住民である者
3. 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
   1. 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと町長が認める者を含む。以下同じ。)
   2. 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
   3. 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
4. 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。
5. 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合においては、当該遺族の順位が同順位の場合は同意書により決定された代表者とする。
6. 第2項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の額)

第5条　見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

* 1. 遺族見舞金　300,000円
  2. 重傷病見舞金　100,000円

2　前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(支給の制限)

第6条　町長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

1. 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けている場合
2. 当該犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。
   1. 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)
   2. 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)

ウ　3親等内の親族

1. 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があった場合
2. 犯罪被害者又は第1順位遺族が、六戸町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条 第1項第1 [号に](https://www.city.towada.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r082RG00000683.html?id=j2_k1_g2)規定する暴力団及び同条同項第2号[に](https://www.city.towada.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r082RG00000683.html?id=j2_k1_g3)規定する暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者である場合
3. その他見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

(支給申請)

第7条　見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、六戸町犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　遺族見舞金の支給を申請する場合

* 1. 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し
  2. 申請者の住民票の写し
  3. 申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書の写し

エ　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を証明することができる書類の写し

オ　申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

* 1. 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
  2. その他町長が必要と認める書類

(2)　重傷病見舞金の支給を申請する場合

ア　申請者が負った傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ　申請者の住民票の写し

ウ　その他町長が必要と認める書類

1. 町長は、町が保有する前項に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。
2. 申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請をすることができる。

(支給の申請期限)

第8条　前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受けるときは、死亡した日から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。

(支給の決定等)

第9条　町長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、六戸町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2　町長は、前項の規定による審査に際し、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(支給決定の取消し等)

第10条　町長は、前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な申請であること又は第6条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。この場合、既に支給された見舞金については返還を求めるものとする。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用する。